

## 湯沢市軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付を認める場合における事務取扱要領

### (目的)

第1条 要介護状態区分が要支援及び要介護1（貸与対象福祉用具品目が自動排泄処理装置である場合は要介護2又は要介護3である者を含む。）認定者（以下「軽度者」という。）で、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号。以下「第94号告示」という。）に該当しない者の身体状況等を勘案して特に利用が必要とされる者の例外給付を認める場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 対象者は、軽度者とし、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。ただし、福祉用具貸与が特に必要となる疾病その他の原因を医師の意見（医学的な所見）に基づき判断され、かつ、その必要性がサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえている場合に限るものとする。

- (1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者
- (2) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- (3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者

### (貸与対象福祉用具品目)

第3条 対象となる貸与対象福祉用具品目は、次の各号に掲げる品目とする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 認知症老人徘徊感知機器

- (8) 移動用リフト
  - (9) 自動排泄処理装置
- (確認申請)

第4条 福祉用具貸与の例外給付を受けようとする指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付確認申請書（別記様式。以下「確認申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、福祉用具貸与開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 要支援の場合  
介護予防サービス・支援計画書及び介護予防支援経過記録

- (2) 要介護の場合  
居宅サービス計画書標準様式第1表・第2表・第4表及び第5表

2 車いすに関しては日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる場合及び移動用リフトに関しては生活環境において段差の解消が必要と認められる場合には、居宅サービス計画書標準様式第4表を福祉用具貸与開始前に市長に提出しなければならない。

(確認通知)

第5条 市長は、確認申請書の提出があったときは、その内容について確認を行い、適正と認めた場合は、軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付確認通知書を指定居宅介護支援事業者等に通知することとする。

2 前項による確認の有効期間は、貸与開始日から軽度者の要介護認定等の有効期間の終了日までとする。

(貸与の確認)

第6条 第4条の規定による書類を提出した指定居宅介護支援事業者等は、確認通知日又は市が指定する日から6箇月ごとに、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具貸与の継続について必要性を検証したうえで、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 要支援の場合  
介護予防支援経過記録

- (2) 要介護の場合  
居宅サービス計画書標準様式第4表及び第5表

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。